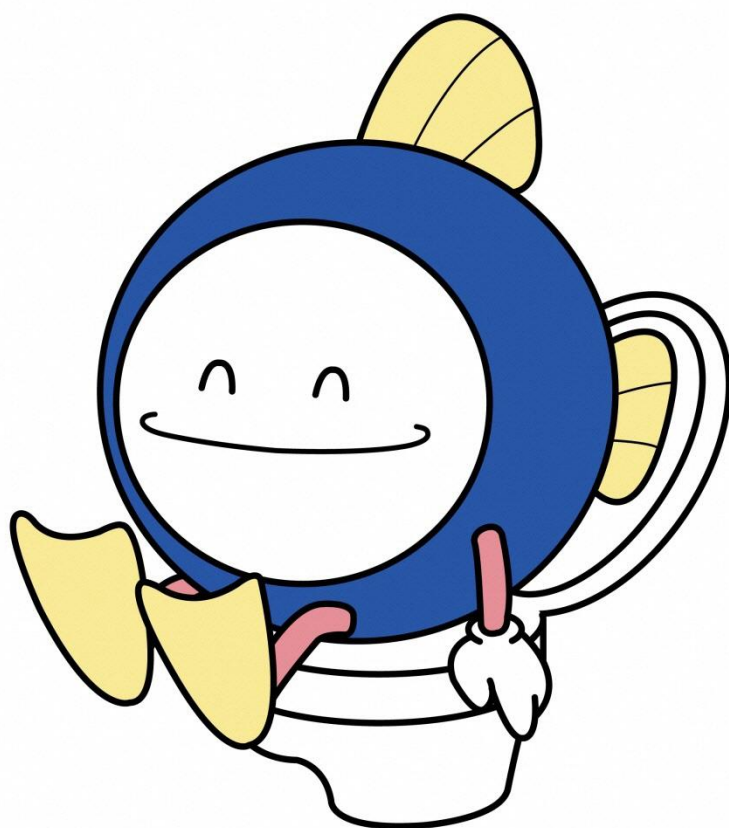


袋井市下水道事業排水設備指定工事店講習会テキスト



環 境 水 道 部 下 水 道 課

目 次



指定工事店

1	指定工事店の責務及び遵守事項について	1
2	指定工事店の要件について	1
3	申請の受付及び有効期間について	2
4	変更及び廃止等の届出について	2
5	各種様式	
	別紙① 排水設備指定工事店指定（更新）申請書	3
	別紙② 排水設備指定工事店辞退届	4
	別紙③ 排水設備指定工事店変更届	5

排水設備工事

1	工事計画の確認について	6
2	工事完了届について	6
3	設計及び施工における注意点について	7
4	主な指摘事項について	7
5	油脂遮断装置（グリーストラップ、オイルトラップ）の設置について	9
6	不良行為の処分について	1 7
7	抽出検査制度について	1 9
8	各種様式	
	別紙④ 排水設備新設（増設・改築）計画（変更）確認申請書	2 0
	別紙⑤ 排水設備工事設計書（平面図）	2 2
	別紙⑥ 排水設備工事設計書（縦断面図）	2 3
	別紙⑦ 排水設備等工事完了届	2 5
	別紙⑧ 公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届	2 8

資料

資料 1	令和 7 年度公共下水道事業供用開始区域	3 0
資料 2	令和 7 年度公共下水道工事予定箇所	3 1
資料 3	下水道への接続推進のお願い	3 3
資料 4	静岡県下水道協会からのお知らせ	3 4
資料 5	袋井市下水道事業排水設備指定工事店名簿	3 5
資料 6	建物の解体や改築工事にあたっての注意事項	4 0

指定工事店

1 指定工事店の責務及び遵守事項について

指定工事店は、法令等に従い誠実に排水設備等の工事を施工することはもちろんのこと、次の各号に掲げる事項についても必ず守らなければなりません。

- (1) 排水設備工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (2) 排水設備工事は、適正な工事費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他必要事項を明確に示さなければならない。
- (3) 排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。
- (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
- (5) 排水設備工事は、その計画について下水道事業管理者※¹（以下「管理者」という。）の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
- (6) 排水設備工事は、他の法令に定めのある場合を除き責任技術者※²の監理の下においてでなければ設計及び施工してはならない。
- (7) 排水設備工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧等に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

※¹ 下水道事業管理者とは、下水道事業管理者の権限を行う市長をいう。

※² 静岡県下水道協会（以下「県協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者試験に合格し、県協会に登録した者をいう。

2 指定工事店の要件について

指定工事店として指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えなければなりません。

- (1) 県内に営業所があること。
- (2) 責任技術者を営業所に1人以上選任していること。
- (3) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を保有していること。
- (4) 申請者が次のいずれかに該当する場合は、指定工事店の指定を受けることができない。
 - ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合
 - ② 法令違反又は不誠実な行為等により、指定工事店の指定を取り消されてから2年を経過していない場合
 - ③ 責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合
 - ④ 業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがある場合
 - ⑤ 精神の機能の障害により排水設備工事等の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合
 - ⑥ 法人であって、その役員のうち①から⑤までのいずれかに該当する者がいる場合

⑦ ②に該当する指定工事店が法人である場合、その代表者は、②に掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

3 申請の受付及び有効期間について

指定工事店の新規申請については、4月及び10月に受付を行いますので、排水設備指定工事店指定申請書（別紙①）に次の書類を添付して提出してください。

指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から起算して4年経過後の5月31日までとなります。引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、その満了日2ヶ月前の4月1日から末日までに排水設備指定工事店更新申請書（別紙①）に次の書類を添付して提出してください。

【添付書類】

- (1) 代表者の履歴書
- (2) 代表者の工事経歴書
- (3) 代表者の住民票の写し※コピー不可
- (4) 代表者の身分証明書※コピー不可
- (5) 代表者の前年度の納税証明書（市県民税）※コピー不可
- (6) 責任技術者名簿
- (7) 責任技術者証の写し
- (8) 雇用関係を証する書類
- (9) 従業員名簿
- (10) 営業所付近の見取図及び平面図
- (11) 営業所の写真
- (12) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材等調書
- (13) 登記事項証明書の写し（法人の場合のみ）※コピー不可
- (14) 定款の写し（法人の場合のみ）※コピー不可
- (15) 法人の前年度の納税証明書（法人市民税）（法人の場合のみ）※コピー不可

【交付手数料】 新規 10,000 円 再交付及び更新 5,000 円

4 変更及び廃止等の届出について

指定工事店は以下のいずれかに該当するときは、速やかに排水設備指定工事店変更届（別紙③）に必要な書類を添付して提出しなければなりません。

- (1) 代表者の異動
- (2) 組織や商号の変更
- (3) 営業所の移転、所在地又は電話番号の変更
- (4) 選任する責任技術者の異動

なお、指定要件のいずれかを満たさなくなったとき、指定工事店としての営業を廃止または休止しようとするときは、直ちに排水設備指定工事店辞退届（別紙②）を提出するとともに、認可証を返納してください。

※各種様式については、市ホームページを参照してください。

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/21/2/gesuido/1494381327519.html>

様式第 1 号(第 5 条、第 9 条関係)

排水設備指定工事店指定(更新)申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住所

氏名



電話

袋井市下水道事業排水設備指定工事店規程第 5 条及び第 9 条の規定により、袋井市下水道事業排水設備指定工事店の指定(更新)を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第 5 号(第 10 条関係)

排水設備指定工事店辞退届

年 月 日

袋井市長

申請者 住所

氏名



電話

袋井市下水道事業排水設備指定工事店規程第 10 条の規定により、袋井市下水道事業排水設備指定工事店を辞退します。

1 辞 退 日 年 月 日

2 辞退理由

添付書類

袋井市下水道事業排水設備指定工事店認可証

様式第 6 号(第 10 条関係)

排水設備指定工事店変更届

年 月 日

袋井市長

申請者 住所

氏名

(印)

電話

袋井市下水道事業排水設備指定工事店規程第 10 条の規定により、変更事項を申請します。

- 1 変更日 年 月 日
- 2 変更事項
- 3 変更内容

変 更 前	
変 更 後	

排水設備工事

1 工事計画の確認について

排水設備及びこれに接続する除害施設の新設等の工事は、工事着手の1ヶ月前から10日前（営業日基準）までに書類を提出し、あらかじめその計画が管理者の確認を受けたものでなければ着手することはできません。

排水設備新設（増設・改築）計画（変更）確認申請書の提出について

- | | | |
|--------|----------------------|--------------------------|
| 提出書類…… | (1) 確認申請書（別紙④） | } 左側をホッチキスで2箇所綴じ
2部提出 |
| | (2) 案内図（住宅明細図で可） | |
| | (3) 平面図（別紙⑤） | |
| | (4) 縦断面図（別紙⑥） | |
| | (5) 浄化槽清掃依頼書のコピー（白黒） | 1部 |

【注意点】

- ① 確認申請書関係の書類は下水道課下水道工事係へ提出すること。
- ② 用紙はすべてA4サイズで作成すること。（A4で収まらない場合は、全体図と詳細図に分けて作成する）
- ③ 既設管使用の場合は事前に協議し、基準に満たない場合は、誓約書を提出すること。
- ④ 工事を請け負った指定工事店が作成し提出すること。
- ⑤ 必要最小限の工期設定とすること。
- ⑥ 取付管の位置・深さ、排水機器の位置等を確認した後、書類を作成すること。
- ⑦ 浄化槽の清掃が必要な場合は、清掃業者との日程調整が必要となるため、早めに清掃依頼をすること。
- ⑧ 市の確認済印を押印した申請書控を申請者が確認した後に、工事に着手すること。

2 工事完了届について

排水設備等の新設等の工事を施工した指定工事店は、工事が完了した日から5日以内（営業日基準）に書類を提出して完了検査を受けなければなりません。

排水設備等工事完了届の提出について

- | | | |
|--------|---------------------|--------------------------|
| 提出書類…… | (1) 工事完了届（別紙⑦） | } 左側をホッチキスで2箇所綴じ
2部提出 |
| | (2) 平面図（別紙⑤） | |
| | (3) 縦断面図（別紙⑥） | |
| | (4) 公共下水道使用開始届（別紙⑧） | |
| | (5) 完了届 提出時 チェックリスト | |

※浄化槽使用廃止届は直接、静岡県西部健康福祉センターへ提出すること。

※既存の浄化槽は全撤去が原則です。

（家屋等に影響を及ぼすなど全撤去が困難な場合は、静岡県廃棄物リサイクル課へご確認ください。）

【注意点】

- ① 完了届関係書類は下水道課下水道工事係に提出すること。
- ② 指定工事店及び責任技術者の押印は不要となりました。
- ③ 水道メーター欄へ工事完了年月日の指針及びメーター番号を記入すること。

- ④ 公共下水道使用開始届は、排水設備の申請者または下水道使用者が提出すること。なお、下水道使用料は下水道使用開始届の使用開始等年月日（工事完了年月日と同一）から賦課し、水道使用者に請求します。
- ⑤ 工事完了届には、確認申請書の確認年月日及び確認番号を記入すること。

3 設計及び施工における注意点について

管路の勾配は、下水道条例で管径ごとに定められています。この勾配は、基準とする数値であり、この数値より急勾配になれば良いと言う事ではありません。

例えば、排水設備工事で使用頻度の高い管径 100 mmの管路では、基準値 2 %勾配で設計及び施工を行い、合流する管路の高さにより高低差が生じる場合などは、ドロップマス等により高低差を設け、管路の勾配を 2 %に維持するようにお願いします。

なお、土被り 20 cm未満の場合や著しい勾配不足（1 %未満）や過勾配（5 %以上）の施工は、現場改善の指示を行います。

排水管内径	排水管の勾配
100 ミリメートル以上	100 分の 2.0 以上
125 ミリメートル以上	100 分の 1.7 以上
150 ミリメートル以上	100 分の 1.5 以上
200 ミリメートル以上	100 分の 1.2 以上

※袋井市下水道条例第 4 条第 1 項第 3 号より

4 主な指摘事項について

排水設備工事の提出書類の確認や完了検査等を行うなかで、主な指摘事項を次にまとめましたので、確認してください。

(1) 提出書類作成時

- ① 提出期限を厳守すること。
- ② 確認申請書等の記入欄に必要な事項を漏れなく記入すること。（敷地面積、排水人数など）
- ③ 共同住宅（借家）の使用開始届の届出者は、原則、入居者名とし、水道メーター数分の使用開始届を提出すること。
- ④ 縦断面図に管底高の数値を小数点以下第 3 位まで記入すること。
- ⑤ 確認申請時の指示事項は、速やかに改善すること。
- ⑥ 平面図は、方位と敷地境界を記入すること。
- ⑦ 設計は、取付管位置、深さを調査した上で行うこと。
- ⑧ 建築確認を要する建物の場合は、平面図及び縦断面図に建築事務所名・登録番号、建築士の記名・登録番号・種別の記入及び捺印をすること。（確認申請時のみ）
- ⑨ 排水管の新設は青色の実線で記入し、既設は黒色の実線で記入すること。（平面図および縦断面図とも）
- ⑩ 消えるボールペンでの記入はしないこと。
- ⑪ 24 頁、27 頁のチェックリストにより、提出内容を確認したのち提出すること。

(2) 現場施工時

- ① 管路勾配は、設計値を基準とすること。
- ② 現場状況等によりやむを得ず基準外の施工となる場合は、事前に協議し、管理者の承諾を得ること。
- ③ 確認申請時に記載した工事期間を過ぎる場合や設置するマスの種類、配管経路を変更する場合は、当初の工事期間内に変更確認申請書を提出し、管理者の確認を受けた後施工すること。
- ④ 宅内の排水管を接続する前に接続マス及び取付管の良・不良を確認し、不良の場合は下水道課下水道工事係へ速やかに連絡すること。
- ⑤ 接続マスの蓋については、市章入りを設置すること。
- ⑥ 工事を行う際は、ガスパ等の埋設物の破損に注意すること。

(3) 完了検査時

- ① 検査前は、管内の確認や清掃を実施すること。
- ② 検査用具（レベル、スタッフ、メジャー等）は指定工事店が準備すること。
- ③ 検査は、原則木曜日に実施する。現場を担当した責任技術者が必ず出席し、測定補助員1名を含め2名で対応する。
- ④ 検査の日時を申請者を含む関係者に事前に連絡して、検査の実施を妨げることがないようにしておくこと。
- ⑤ マスの蓋をすべて開け、排水の流れを確認するための水を用意しておくこと。

(4) 取付管を公費で設置した場合の排水設備確認申請について

- ① 市の設計した取付管位置、深さをもとに排水設備の設計を行うこと。
- ② 取付管設置後に排水設備確認申請を提出すること。
- ③ 取付管の完了検査終了前に排水設備を接続しないこと（接続可能時期を確認すること）。

(5) 無届けの場合の下水道使用料

無届けで公共下水道の使用を開始したときは、次のように下水道使用料が徴収されます。

- ① 新たに排水設備を設置した場合は、排水設備の設置の日から使用を開始したものとします。
- ② 既設の排水設備の場合は、前の使用者に引き続いて使用したものとします。

(6) 下水道に接続した建物を解体する場合

建物を解体し、新たに建物を建築する際に取付管が見つからなかったり、接続マスに土砂が溜まり、次の方が下水道を使用できなかったりする事例がありました。

建物を解体する際には、下水道課下水道工事係に排水設備工事を行う場合と同様に書類を提出し、下水道課の指示を仰いでください。（資料6参照）

(7) 井戸水の使用開始及び使用中止について

排水設備の完成後、井戸水の使用を開始し下水道に井戸水を流すよう施設を変更する場合や、反対に井戸水を下水道に流さないように施設の変更をした場合は、下水道使用料の計算方法が変更されます。

このため、速やかに公共下水道使用開始届を提出してください。

5 油脂遮断装置（グリーストラップ・オイルトラップ）の設置について

油脂遮断装置は、飲食店等の排水に含まれる油脂分を分離、阻集し、油脂分が下水道管に流入して管を詰まらせるのを防止するために設置するものです。

近年、油脂遮断装置の容量不足や適正な維持管理が行われていないことが原因による下水道本管の閉塞事故が増加しています。

油脂遮断装置を設置する際は、定められた容量算定式を使用し、適正な容量の油脂遮断装置を設置するとともに、管理計画書や管理契約書（写し）の提出をお願いします。

また、設置後の維持管理についても、使用者へ説明をお願いします。グリーストラップの清掃については、15 頁を参照してください。

(1) 油脂遮断装置の設置を行う場合は、排水設備新設（増設・改築）計画確認申請書に通常の提出書類（6 頁参照）に加え、次の①～③に定めるものを添えて下水道課下水道工事係に提出すること。

- ① 容量算定計算書
- ② 油脂遮断装置(グリーストラップ・オイルトラップ)構造図
- ③ 管理計画書または管理契約書

(2) 油脂遮断装置の設置を必要とする業種は、次の各号に定めるものとする。

- ① 動植物油脂類を主に排出する業種
食堂、レストラン、スナック、学校、社員食堂、病院、旅館、ホテル等の厨房室または、総菜・弁当屋、喫茶店（軽食）、バー、キャバレー、料理教室、洋菓子店、食肉魚類販売業、その他動植物油脂類を排出する恐れのあるもの
- ② 鉱油類を主に排出する業種
ガソリンスタンド、自動車整備工場、その他鉱油類を排出する恐れのあるもの

(3) 油脂遮断装置の容量算定方法及び構造基準は、次のとおりとする。

- ① 動物性油脂類を主に排出する業種
SHASE-S 217-2016 グリース阻集器（空気調和・衛生工学会規格）記載のとおりとする。
ア SHASE-S 217-2016 グリース阻集器 概要
厨房及びその他調理上に設置するグリース阻集器の次の事項について規定
 - ・工場製造グリース阻集器の構造基準
 - ・工場製造グリース阻集器の選定方法

- ・現地施工グリース所集器の構造基準
- ・現地施工グリース阻集器の容量算定方法

イ 工場製造グリース阻集器の選定方法

選定方法は以下の2種類の方法があります(一般的に店舗全面積に基づく選定方法により選定します)。

- ・店舗面積に基づく選定方法
 - ・利用人数に基づく選定方法(想定できる場合)
- ※計算については、別紙計算表をご利用ください。

② 鉱油類を主に排出する業種

ア 洗車台数・洗車水量から求める方法(ただし、袋井市の下水道は分流式のため屋外洗車の場合は、この排水を下水道に流入させてはならない。)

必要容量(ℓ) $\geq$ オイル分離層(Gs) + 土砂量(Gb)

(ア) オイル分離層(Gs)

$G_s = \text{洗車水量}(\ell/\text{分}) \times 10 \text{ 分(滞留時間)}$

ただし、洗車水量は次のとおりとする。

- ・ホース水洗の場合 $10 \ell/\text{分}$
- ・小型シャワー水洗の場合 $20 \ell/\text{分}$
- ・大型シャワー水洗の場合 カタログ掲載値

(イ) 土砂量(Gb)

$G_b = \text{土砂量}(\ell/\text{台}) \times \text{洗車台数}(\text{台}/\text{日}) \times \text{清掃の周期}(1.5 \text{ 日})$

ただし、1台当たりの土砂量は次のとおりとする。

- ・底部小型シャワー水洗+外部ホース水洗 $1.2 \ell/\text{台}$
- ・大型シャワー水洗 $2.0 \ell/\text{台}$
- ・外部ホース水洗 $0.5 \ell/\text{台}$

イ 自動車整備工場で作業面積から求める方法(ただし、屋内作業面積が450 m²以上に限る。)

$$\text{必要容量}(\ell) \geq \text{排水量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \frac{10 \text{ 分(滞留時間)}}{\text{作業時間}(\text{h}) \times 60} \times 10^3$$

ただし、1日当たりの排水量は次のとおりとする。

$$\text{排水量}(\text{m}^3/\text{日}) = \frac{\text{屋内作業面積}(\text{m}^2) - 450}{60}$$

グリーストラップの容量計算書

店舗全面積に基づく算出法

1 業種 番号に○印を記入して下さい。

- 1 中国（中華）料理 2 洋食 3 和食 4 ラーメン 5 そば・うどん
6 軽食 7 喫茶 8 ファーストフード 9 社員・従業員食堂 10 学生食堂

2 流入流量の計算

$$Q = A \times Wm \times (n / n0) \times (1 / t) \times k$$

Q：流入流量（ℓ/min） A：店舗全面積（㎡） Wm：店舗全面積 1㎡・1日当りの使用水量【表-1】（ℓ/（㎡・日））
n：回転数【表-2】受渡当事者間の打ち合わせによって定めてもよい（人/（席・日）） n0：補正回転数【表-3】（人/（席・日））
t：1日当りの厨房使用時間【表-1】（min） k：危険率を用いて定めたときの流量の平均流量に対する倍率【表-1】

n

1

k
3.5

n0

t

※4 アに転記

3 阻集グリース及び堆積残さの質量の計算

$$G = Gu + Gb$$

G：阻集グリース及び堆積残さの質量（kg） Gu：阻集グリースの質量（kg） Gb：堆積残さの質量（kg）

G

Gu…①

Gb…②

※4 イに転記

（1）阻集グリースの質量の計算

$$Gu = A \times gu \times (n / n0) \times iu \times C2$$

Gu：阻集グリースの質量（kg） A：店舗全面積（㎡） gu：1㎡・1日当りの阻集グリースの質量【表-1】（g/（㎡・日））
n：回転数【表-2】受渡当事者間の打ち合わせによって定めてもよい（人/（席・日）） n0：補正回転数【表-3】（人/（席・日））
iu：阻集グリースの清掃周期（日）受渡当事者間の打ち合わせによる。参考【表-4】 C2：定数（1/1000）（kg/g）

n

iu

C2
0.001

n0

※上記①に転記

（2）堆積残さの質量の計算

$$Gb = A \times gb \times (n / n0) \times ib \times C2$$

Gb：堆積残さの質量（kg） A：店舗全面積（㎡） gb：1㎡・1日当りの体積算さの質量【表-1】（g/（㎡・日））
n：回転数【表-2】受渡当事者間の打ち合わせによって定めてもよい（人/（席・日）） n0：補正回転数【表-3】（人/（席・日））
ib：堆積残さの清掃周期（日）受渡当事者間の打ち合わせによる。参考【表-4】 C2：定数（1/1000）（kg/g）

n

ib

C2
0.001

n0

※上記②に転記

4 グリーストラップの選定

「流入流量Q」が、

ア	ℓ/min
---	-------

 以上で、「阻集グリース及び堆積残さの質量G」が、

イ	kg
---	----

以上となる

 を設置します。 （有効容量 ℓ）

※メーカー及び型番を記入し、カタログのコピーを添付してください。

表一 各因子の標準値

因子		店舗全面積 1㎡・1日当りの 使用水量	1日当りの 厨房使用時間 ※1	危険率	1㎡・1日当りの 阻集グリース の質量	1㎡・1日当りの 堆積残さの 質量
食種	Wm	t	k	gu	gb	
	ℓ/(㎡・日)	(min/日)	(倍)	g/(㎡・日)	g/(㎡・日)	
中国(中華)料理	130	720	3.5	18.0	8.0	
洋食	95			9.0	3.5	
和食	100			7.0	2.5	
ラーメン	150			19.5	7.5	
そば・うどん	150			9.0	3.0	
軽食	90			6.0	2.0	
喫茶	85			3.5	1.5	
ファーストフード	20	600		3.0	1.0	
社員・従業員用食堂	90			6.5	3.0	
学生食堂	45			3.0	1.0	

※1 1日当りの使用時間が前もってわかっている場合は、その時間を1日当りの厨房使用時間としても良い。
○空気調和・衛生工学会規格「SHASE-S217-2016 グリース阻集器」P4「表3-各因子の標準値」より

表二 回転数の標準値

因子 食種	回転数 n
	(人/席・日)
中国(中華)料理	5.0
洋食	4.5
和食	5.0
ラーメン・そば・うどん	5.0
軽食	7.0
喫茶	8.0
ファーストフード	8.0
社員・従業員用食堂	4.0
学生食堂	4.0

○空気調和・衛生工学会規格「SHASE-S217-2016 グリース阻集器」P5「表4-回転数の標準値」より

表三 補正回転数の標準値

因子 食種	厨房を含む店舗全面積 (㎡)																
	補正回転数 n0																
	25	50	75	100	125	150	175	200	250	300	400	500	600	700	800	1000	1500
中国(中華)料理	—	—	3.1	3.1	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	3.4	—	—	—	—	—	—
洋食	—	—	—	2.0	2.1	2.3	2.4	2.6	2.8	2.9	3.1	3.2	3.3	3.3	3.4	—	—
和食	—	—	2.1	2.3	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.2	—	—	—	—	—	—
ラーメン・そば・うどん	—	3.1	3.9	4.5	4.9	5.2	5.5	5.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽食	3.3	4.2	4.4	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	—	—	—	—	—	—	—	—
喫茶	3.7	4.7	5.3	5.7	5.9	6.0	6.1	6.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ファーストフード	3.3	4.2	4.4	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	—	—	—	—	—	—	—	—
社員・従業員用食堂	—	—	—	—	—	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3	4.5
学生食堂	—	—	—	—	—	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3	4.5

注) 店舗全面積の値が表中の中間となる場合には、比例補正して求める。
○空気調和・衛生工学会規格「SHASE-S217-2016 グリース阻集器」P5「表5-補正回転数の標準値」より

(参考) 表四 阻集グリース及び堆積残さの推奨清掃周期

因子 食種	清掃の周期(日)	
	阻集グリース iu ※1	堆積残さ ib ※1
中国(中華)料理	7	30
洋食		
和食		
ラーメン		
そば・うどん		
軽食		
喫茶		
ファーストフード		
社員・従業員用食堂		

※1 清掃周期が不明な場合は、この数値を使用する。(日本阻集器工業会HPより)

【参考】

該当する食種がない場合は、使用形態に近い食種を該当させる。

(例) ○コンビニエンスストア(店舗内で調理・販売する場合) → ファーストフード

※ただし、店舗全面積は、カウンター面積+厨方面積とする。

○焼肉・ホルモン焼き → 中国(中華)料理

○調理実習室 → 社員・従業員用厨房

○パン・ケーキ → 洋食

○居酒屋 → 和食

○焼き鳥 → 和食

○スナック → 喫茶

グリーストラップの容量計算書

利用人数に基づく算出法

1 業種 番号に○印を記入して下さい。

- 1 中国（中華）料理 2 洋食 3 和食 4 ラーメン 5 そば・うどん
6 軽食 7 喫茶 8 ファーストフード 9 社員・従業員食堂 10 学生食堂

2 流入流量の計算

$$Q = N \times Wm \times (1 / t) \times k$$

Q : 流入流量 (ℓ/min) N : 1日当りの利用人数 (人/日) Wm : 利用人数1人当りの使用水量【表-1】 (ℓ/人)

t : 1日当りの厨房使用時間【表-1】 (min) k : 危険率を用いて定めたときの流量の平均流量に対する倍率【表-1】

$$\begin{array}{|c|} \hline Q \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline N \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline Wm \\ \hline \end{array} \times \frac{1}{\begin{array}{|c|} \hline t \\ \hline \end{array}} \times \begin{array}{|c|} \hline k \\ \hline 3.5 \\ \hline \end{array}$$

※4 アに転記

3 阻集グリース及び堆積残さの質量の計算

$$G = Gu + Gb$$

G : 阻集グリース及び堆積残さの質量 (kg) Gu : 阻集グリースの質量 (kg) Gb : 堆積残さの質量 (kg)

$$\begin{array}{|c|} \hline G \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline Gu \cdots ① \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline Gb \cdots ② \\ \hline \end{array}$$

※4 イに転記

(1) 阻集グリース量の計算

$$Gu = N \times gu \times iu \times C2$$

Gu : 阻集グリースの質量 (kg) N : 1日当りの利用人数 (人/日) gu : 1人当りの阻集グリースの質量【表-1】 (g/人)

iu : 阻集グリースの清掃周期(日) 受渡当事者間の打ち合わせによる。参考【表-2】 C2 : 定数 (1/1000) (kg/g)

$$\begin{array}{|c|} \hline Gu \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline N \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline gu \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline iu \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline C2 \\ \hline 0.001 \\ \hline \end{array}$$

※上記①に転記

(2) 堆積残さ量の計算

$$Gb = N \times gb \times ib \times C2$$

Gb : 堆積残さの質量 (kg) N : 1日当りの利用人数 (人/日) gb : 1人当りの堆積残さの質量【表-1】 (g/人)

ib : 堆積残さの清掃周期(日) 受渡当事者間の打ち合わせによる。参考【表-2】 C2 : 定数 (1/1000) (kg/g)

$$\begin{array}{|c|} \hline Gb \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline N \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline gb \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline ib \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline C2 \\ \hline 0.001 \\ \hline \end{array}$$

※上記②に転記

4 グリーストラップの選定

「流入流量Q」が、

ア	ℓ/min
---	-------

 以上で、「阻集グリース及び堆積残さの質量G」が、

イ	kg
---	----

 以上となる

--	--

 を設置します。 (有効容量 ℓ)

※メーカー及び型番を記入し、カタログのコピーを添付してください。

表一1 各因子の標準値

因子		利用人数1人当りの使用水量	1日当りの 厨房使用時間 ※1	危険率	利用人数1人当りの阻集グリースの質量	利用人数1人当りの堆積残さの質量
食種	Wm	t	k	gu	gb	
	ℓ/(㎡・日)	min/日	倍	g/人	g/人	
中国(中華)料理	80	720	3.5	11.0	5.0	
洋食	80			8.0	3.0	
和食	80			5.5	2.0	
ラーメン	50			6.5	2.5	
そば・うどん	50			3.0	1.0	
軽食	45			3.0	1.0	
喫茶	25			1.0	0.5	
ファーストフード	10			1.5	0.5	
社員・従業員用食堂	50	600		3.5	1.5	
学生食堂	25			1.5	0.5	
学生給食	15			0.7	0.3	

※1 1日当りの使用時間が前もってわかっている場合は、その時間を1日当りの厨房使用時間としても良い。

○空調和・衛生工学会規格「SHASE-S217-2016 グリース阻集器」P7「表6-各因子の標準値」より

(参考) 表一2 阻集グリース及び堆積残さの推奨清掃周期

食種 因子	清掃の周期(日)	
	阻集グリース iu ※1	堆積残さ ib ※1
中国(中華)料理	7	30
洋食		
和食		
ラーメン		
そば・うどん		
軽食		
喫茶		
ファーストフード		
社員・従業員用食堂		
学生食堂		
学校給食		

※1 清掃周期が不明な場合は、この数値を使用する。(日本阻集器工業会HPより)

【参考】

該当する食種がない場合は、使用形態に近い食種を該当させる。

(例) ○コンビニエンスストア(店舗内で調理・販売する場合) → ファーストフード

※ただし、店舗全面積は、カウンター面積+厨房面積とする。

○焼肉・ホルモン焼き → 中国(中華)料理

○調理実習室 → 社員・従業員用厨房

○パン・ケーキ → 洋食

○居酒屋 → 和食

○焼き鳥 → 和食

○スナック → 喫茶

「グリーストラップ」の清掃をお願いします！

近年、グリーストラップの清掃が不十分で下水道本管が詰まる事故が発生しています。

下水道本管が詰まると、施設内へ排水が逆流して営業に支障をきたすだけでなく、その下水道本管上流部のお宅の排水も困難になってしまいます。

グリーストラップの清掃を定期的 to 実施し、事故を未然に防ぎましょう。

なお、このような事故が発生した場合、下水道本管の清掃に多額の費用がかかるため、原因者が特定できる場合は、下水道本管清掃費用をご請求させていただきます。

■グリーストラップとは

食堂、食品製造業を営む事業所では、排水の出口に「グリーストラップ」を設置することによって食物かす・油分を分離し、処理水のみを下水道へ流しています。

グリーストラップは、排水を一定時間貯留している間に排水の温度を下げ、冷えて固まった油分を固化し取り除く仕組みになっています。

■清掃の必要性

定期的に「グリーストラップ」内の清掃がされないと、油が処理されないまま宅内排水設備や下水道本管内に流れ込み、管内で油が固まり下水道本管が詰まる原因となります。

また、清掃されていないグリーストラップは槽の中の油、食物かすが腐敗し、悪臭、害虫、病原菌の発生源となり食中毒の原因ともなります。

厨房から食物かす、食用油を流さないよう配慮していただくとともに、グリーストラップ清掃方法を参考にグリーストラップの適正な維持管理をお願いします。

■下水道管が詰まると…

施設内へ排水が逆流して、営業に支障をきたすだけでなく、下水道本管の上流部のお宅の排水も困難になってしまいます。



通常時のマンホール



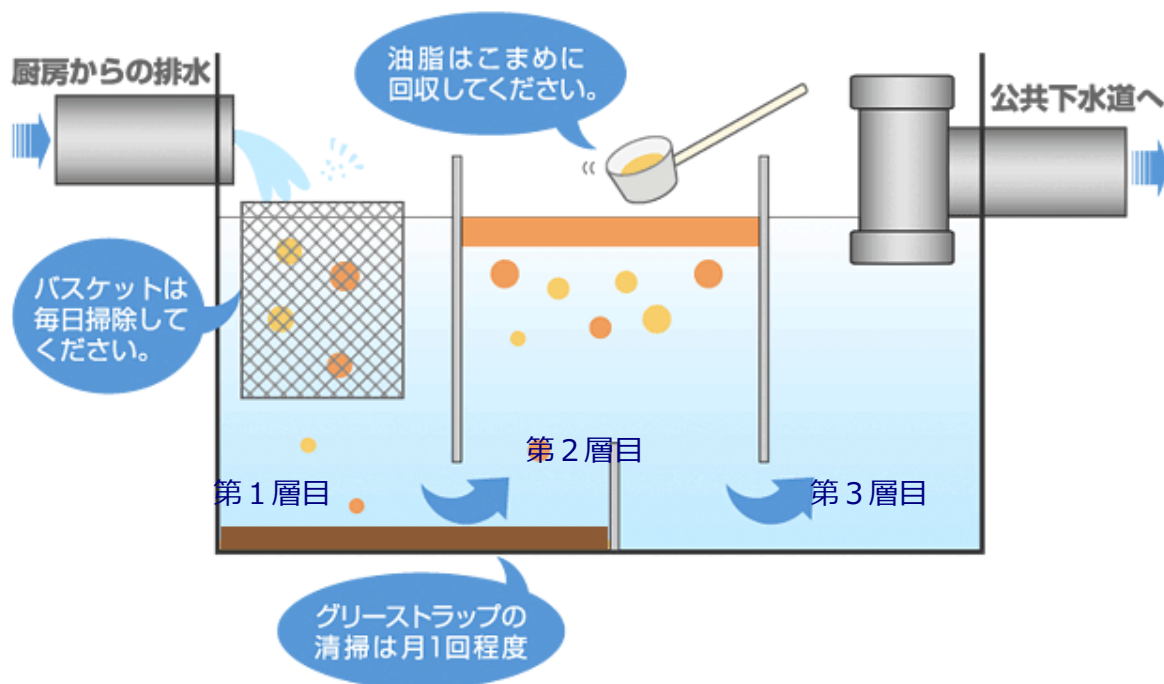
油で詰まったマンホール

■その他

グリーストラップの管理については、各事業所内で実施していただくことが原則ですが、専門業者へ清掃を依頼することも可能です。適正な維持管理をお願いします。

＜参考＞グリーストラップ清掃方法

維持管理の方法(グリーストラップを横から見た図)



■第1層目

厨房等の排水に混じっている野菜くずなどの大きなごみをバスケットでキャッチします。溜まったごみを毎日掃除してください。

■第2層目

油脂分は水面付近に浮上し、小さなゴミや汚物（スカム）は、浮遊するか沈殿します。水面に浮上した油分やごみを週1回程度（多い場合は毎日）除去してください。

■第3層目

油脂分・沈殿物と分離された、下水道へ放流可能な水質になった水が、トラップ管を通り下水道本管へと流れます。

底に溜まった沈殿物を月1回程度除去してください。

6 不良行為の処分について

近年、排水設備工事が行われるなかで、確認申請の提出がない接続工事、完了届の提出忘れ等、不良行為が増加傾向にあります。

本市では、次のとおり要領を定め、不良行為を行った指定工事店には、指定の取り消し、効力の一時停止等の厳しい措置をとります。

◆排水設備指定工事店の不良行為の処分に関する事務処理要領◆

(趣旨)

第1条 この要領は、袋井市下水道事業排水設備指定工事店規程第11条に規定する指定の取り消し又は一時停止に関する事務処理に必要な事項を定めるものとする。

(不良行為及び不良行為点数の決定)

第2条 指定工事店に不良行為があったときは、別表に定める基準により不良行為及び不良行為点数の決定を行う。

(処分)

第3条 前条の規定により不良行為点数を決定したときは、当該不良行為に係る累積点数が該当する次の各号に掲げる区分に応じて定められた処分を当該指定工事店に対して行う。

- | | | |
|-----|------------|---------------|
| (1) | 4点未満 | 文書等による注意 |
| (2) | 4点以上 6点未満 | 1か月間の指定の効力の停止 |
| (3) | 6点以上 8点未満 | 3か月間の指定の効力の停止 |
| (4) | 8点以上 10点未満 | 6か月間の指定の効力の停止 |
| (5) | 10点以上 | 指定の取り消し |

(処分の期間)

第4条 前条の規定により処分を受けた指定工事店は、当該処分の期間、新たな排水設備工事の施工をすることができない。ただし、処分の開始の前日までに確認を受けた工事についてはこの限りではない。

(不良行為点数の有効期間)

第5条 不良行為点数の有効期間は、当該不良行為を決定した日から起算して1年間とする。

ただし、1年以内に累積点数が10点を超えた場合には、その時点で指定の取り消しを行う。

2 指定の一時停止の処分を行った場合には、前項の規定に拘わらず、その処分に相当する不良行為点数は消滅する。

(補則)

第6条 この基準に定めるもののほか、指定工事店の指定の取り消し等の措置に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表

No.	不 良 行 為 の 種 類	点数
1	新設（増設・改築）計画の確認申請を提出せずに工事を施工したとき （公共下水道の不正使用を伴う場合）	5
2	新設（増設・改築）計画の確認申請を提出せずに工事を施工したとき （公共下水道の不正使用を伴わない場合）	3
3	新設（増設・改築）計画の確認を受けずに工事を施工したとき （緊急の場合等、事前に上下水道課の承諾を得た工事を除く）	1
4	完了届の提出が著しく遅れたとき	2
5	完了検査が不合格であったとき	2
6	責任技術者の監督が無く工事を施工したとき	1
7	虚偽等不正な手段で指定工事店の指定、更新を受けたとき	1 0
8	その他不誠実な行為があったとき	1

7 抽出検査制度について

本市では、下水道供用開始区域の拡大により、排水設備工事件数が年々増加しており、事務の効率化、排水設備指定工事店の負担軽減のため、抽出検査制度を導入しています。

令和7年度の抽出検査制度の概要は次のとおりです。

(1) 抽出検査の期間

抽出検査の期間は、令和7年6月1日から令和8年5月31日までとする。

(2) 抽出検査の適用要件

排水設備工事の完了検査結果において、次の条件のうち①または②を満たした指定工事店は、当該期間に完了する工事について、完了検査のうち年間1件以上を現場検査とし、残りを自主検査（書類検査）とする。（ただし、共同住宅、店舗など特殊なもの、下水道事業管理者が必要と認めたものを除く。）

なお、現場検査により重大な手直しを必要とする箇所が発見されたとき、または、その他相当な理由があるときは、この措置を取り消すものとする。

①前年度の完了検査件数が5件以上かつ完了検査評定の平均が70点以上であること

②前年度の抽出検査対象工事店

（ただし、適用期間は新たに抽出検査対象となってから2年以内とする。）

(3) 抽出検査の適用除外要件

前項の規定にかかわらず、次の条件のいずれかに該当する場合は、適用除外とする。

①前年度の完了検査評定において49点以下をとったもの

②その他、下水道事業管理者が不適当と認めたもの

※ 参考 完了検査の評定項目

①書類管理

マスや器具などの記号、勾配や距離などの数値に間違いはないか。

②現場管理

工期が守られているか、現場監理が適切に行われているか。

③誠実度、調査協議

事前調査が正確に行われているか、指摘事項は改善されているか。

④仕上がり

管の勾配は設計値に近いものとなっているか、管にたるみはないか。

⑤図面の整合性

完了届の数値と完了検査時の測定値との誤差がないか。

様式第1号(第5条関係)

排水設備新設(増設・改築)計画(変更)確認申請書

年 月 日

袋井市長

申請者住所

氏名

(印)

電話

袋井市下水道条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

申請区分	☐ 新設 ☐ 増設・改築		
設置場所 (事業所名等)	袋井市		
土地の所有者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
土地通過等 の承諾	住所又は所在地		
	氏名又は名称	(印)	
敷地面積	平方メートル	排水戸数	戸
排水人数	人	現在の便所の種類	☐ 浄化槽 ☐ 新設 ☐ くみ取り
使用水区分	☐ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ 水道水・井戸水の併用		
排水区分	☐ 一般家庭 ☐ 営業(業種) ☐ その他()		
阻集器	☐ 有(種類) ☐ 無		
融資の希望	☐ 有 ☐ 無		
工期	着手 年 月 日 完成 年 月 日		
排水設備 指定工事店	住所又は所在地		
	氏名又は名称	(印)	
	電話番号		
	責任技術者名	(印)	
指定給水装置 工事事業者	住所又は所在地		
	氏名又は名称	(印)	

備考

- 添付書類 (1) 案内図 (2) 平面図 (3) 縦断面図 (4) その他
- 該当する箇所の□にレ印を付けてください。

様式第1号(第5条関係)

排水設備新設(~~増設・改築~~)計画(~~変更~~)確認申請書

令和○年 6月20日

袋井市長 ○○○○ 様

申請者 袋井市新屋一丁目1番地の1

氏 名 袋井太郎 (印)

電 話 0538-43-2111

袋井市下水道条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

申請区分	☒ 新設 ☐ 増設・改築		
設置場所 (事業所名等)	袋井市 新屋一丁目○番地の1		
土地の所有者	住所又は所在地	袋井市新屋一丁目1番地の1	
	氏名又は名称	袋井太郎	
土地通過等の 承諾	住所又は所在地		
	氏名又は名称	(印)	
敷地面積	200平方メートル	排水戸数	1戸
排水人数	3人	現在の便 所の種類	☐ 浄化槽 ☒ 新設 ☐ くみ取り
使用水区分	☒ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ 水道水・井戸水の併		
排水区分	☒ 一般家庭 ☐ 営業(業種) ☐ その他()		
阻集器	☐ 有(種類) ☒ 無		
融資の希望	☐ 有 ☒ 無		
工期	着手 令和○年7月7日 完成 令和○年9月20日		
排水設備指定 工事店	住所又は所在地	袋井市新屋一丁目○番地の4	
	氏名又は名称	(株)静岡設備 袋井営業所 (印)	
	電話番号	0538-○○-○○○○	
	責任技術者名	静岡太郎 (印)	
指定給水装置 工事事業者	住所又は所在地	袋井市新屋一丁目○番地の4	
	氏名又は名称	(株)静岡設備 袋井営業所 (印)	

備考

- 添付書類 (1) 案内図 (2) 平面図 (3) 縦断面図 (4) その他
- 該当する箇所の□にレ印を付けてください。

様式第 1 号(第 9 条関係)

排水設備工事設計書(平面図)

平 面 図	申 請 年 月 日	
	申請者氏名及び名称	

様式第2号(第9条関係)

排水設備工事設計書(縦断面図)

縦断面図		申請年月日	
		申請者氏名及び名称	
	こう配		
	掘削深		
	土被り		
	管底高		
	地盤高		
	追加距離		
	単距離		

確認申請提出時 チェックリスト

1	確認申請書	チェック欄	備考
	(1) 標題の不要な文字を取消線で消す		窓口でも可
	(2) 申請日の確認		持参日を記入
	(3) 押印の確認		
	ア 申請者（法人の場合 代表者等による申請）		
	イ 土地通過の承諾		土地通過なければ空欄
	ウ 排水設備業者		
	エ 給水設備業者		
	(4) 工期の設定は適正		着手日：10日以降1カ月以内
	(5) 記入漏れがない		レ点漏れ、敷地面積、排水人数

2	案内図	チェック欄	備考
	(1) 方位の記載		
	(2) 申請地が明示		申請地の土地の形がわかるように

3	平面図	チェック欄	備考
	(1) 申請年月日（申請者名）の記載		申請日と同日
	(2) 方位の記載		
	(3) 敷地境界線の記載（一点破線または明示）		
	(4) トイレから合流枡は45YS（起点除く）		
	新築の場合		
	(5) 建築士により確認（押印）を受ける。 備考欄 例）を参考に記入ください。 縦断面図も同様です。		例）袋井下水一級建築事務所 静岡県知事登録第（1）1234号 一級建築士 袋井太郎 ㊞ 大臣登録第2345号
	(6) 縮尺が正しいか確認		

4	縦断面図	チェック欄	備考
	(1) 申請年月日（申請者名）の記載		申請日と同日
	(2) 勾配が2%（φ100）か確認		検算してください。
	(3) 土被り20cm以上を確保		新築の場合は最上流で20cmも確認
	(4) 枡間の距離12m未満（φ100の場合）		
	(5) 縮尺が正しいか確認		

5	浄化槽清掃依頼書（浄化槽がある場合）	チェック欄	備考
	(1) 申請者、設備業者、清掃依頼書押印		コピーを提出
	(2) 清掃予定日は適正		工期内に設定しているか？

6	その他	チェック欄	備考
	(1) 2階からの露出管		V P管・耐候性管使用を記入する
	(2) 既設管を使用し、基準を満たさない場合		誓約書を添付

様式第4号(第6条関係)

排水設備等工事完了届

年 月 日

袋井市長

届出者 住所

氏名

電話

袋井市下水道条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 区 分	☐ 新設 ☐ 増設・改築		☐ 排水設備 ☐ 除害施設	
設 置 場 所 (事業所名等)	袋井市			
排 水 設 備 指 定 工 事 店	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
	電 話 番 号			
	責 任 技 術 者 名			
工事完了年月日	年 月 日	水道メーター	No () m ³	
確 認 年 月 日 及 び 受 付 番 号	年 月 日 第 号			

備考

- 1 該当する箇所の□にレ印を付けてください。
- 2 確認年月日及び受付番号は、返却された確認申請書の確認番号と受付番号を記入してください。

様式第4号(第6条関係)

排水設備等工事完了届

令和○年 6月20日

袋井市長 ○○○○ 様

届出者 住所 袋井市新屋一丁目1番地の1

氏名 袋井太郎

電話 0538-43-2111

袋井市下水道条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置区分	☒ 新設 ☐ 増設・改築		☒ 排水設備 ☐ 除害施設	
設置場所 (事業所名等)	袋井市 新屋一丁目○番地の1			
排水設備 指定工事店	住所又は所在地	袋井市新屋一丁目○番地の4		
	氏名又は名称	(株)静岡設備 袋井営業所		
	電話番号	0538-○○-○○○○		
	責任技術者名	静岡太郎		
工事完了年月日	令和○年 6月 16日	水道メーター	No(○○○○○) 0 m ³	
確認年月日 及び受付番号	令和○年 5月 10日 第 5000号			

備考

- 1 該当する箇所の□にレ印を付けてください。
- 2 確認年月日及び受付番号は、返却された確認申請書の確認番号と受付番号を記入してください。

水道メーター番号及び工事完了日の水道メーターの指針を記入してください。

完了届 提出時 チェックリスト

1	完了届	チェック欄	備考
	(1) 届出日の確認		完了後5日以内に提出が必要
	(2) 工事完了年月日の確認		
	(3) 水道メーターの確認		
	ア 水道メーター番号		
	イ 利用量		工事完了日のm ³ を記入
	(4) 記入の漏れがないか		レ点漏れ

2	平面図	チェック欄	備考
	(1) 申請年月日（申請者名）の記載		完成届日を記入
	(2) 方位の記載		
	(3) 敷地境界線の記載（一点破線または明示）		
	(4) 縮尺が正しいか確認		

3	縦断面図	チェック欄	備考
	(1) 申請年月日（申請者名）の記載		完成届日を記入
	(2) 勾配が1%未満の箇所はないか？		1%未満は、修繕後提出
	(3) 土被り20cm以上を確保		
	(4) 柵間の距離1.2m未満（φ100）		
	(5) 縮尺が正しいか確認		

4	排水設備工事自主検査結果表（抽出事業者対象）	チェック欄	備考
	(1) 記載に漏れはないか		
	(2) 最低勾配、最高勾配の記載		1m未満の区間は除く
	(3) 事業者の押印はあるか		

5 その他注意事項

- (1) 工期内に完成しない。→工期内に期限延長の変更届提出必要
- (2) 内容の変更がある。→内容変更する前に変更届提出必要
変更届には申請者押印が必要です、早期の準備をする。
- (3) キャップ止め →キャップ止めが確認できる写真が必要
- (4) 完成検査（現場の場合）

ア レベル・スタッフ・メジャーを持参すること（管底高、延長を測ります）

イ バケツを持参すること（水を流して、流れを確認します）

ウ 検査開始時には、柵の蓋を開けておくこと※

※人通りが多い場合等、危険が見込まれる場合はこの限りでない。

様式第6号(第7条関係)

公共下水道使用開始(休止・廃止・再開)届

年 月 日

袋井市長

届出者 住所

氏名

電話

袋井市下水道条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	☐ 開 始 ☐ 休 止 ☐ 廃 止 ☐ 再 開			
設 置 場 所 (事業所名等)	袋井市			
所 有 者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
	電 話 番 号			
使 用 水 区 分	☐ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ 水道水・井戸水の併用			
排 水 区 分	☐ 一般家庭 ☐ 営業(業種) ☐ その他()			
排 水 人 数	人			
除 害 施 設	☐ 有 ☐ 無			
ポ ン プ の 種 類	製作所名		型 式	
	能 力		口 径	ミリメートル
使 用 開 始 等 年 月 日	年 月 日		水道メーター	No() m ³

備考 該当する箇所の□にレ印を付けてください。

様式第6号(第7条関係)

公共下水道使用開始~~(休止・廃止・再開)~~届

令和〇年 6月20日

袋井市長 ○○○○ 様

届出者 住所 袋井市新屋一丁目1番地の1

氏名 袋井太郎

電話 0538-43-2111

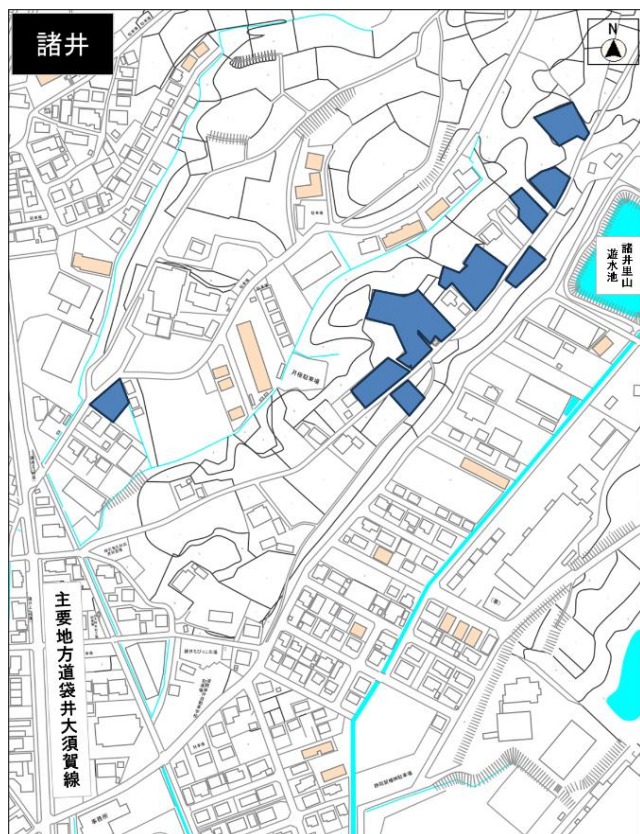
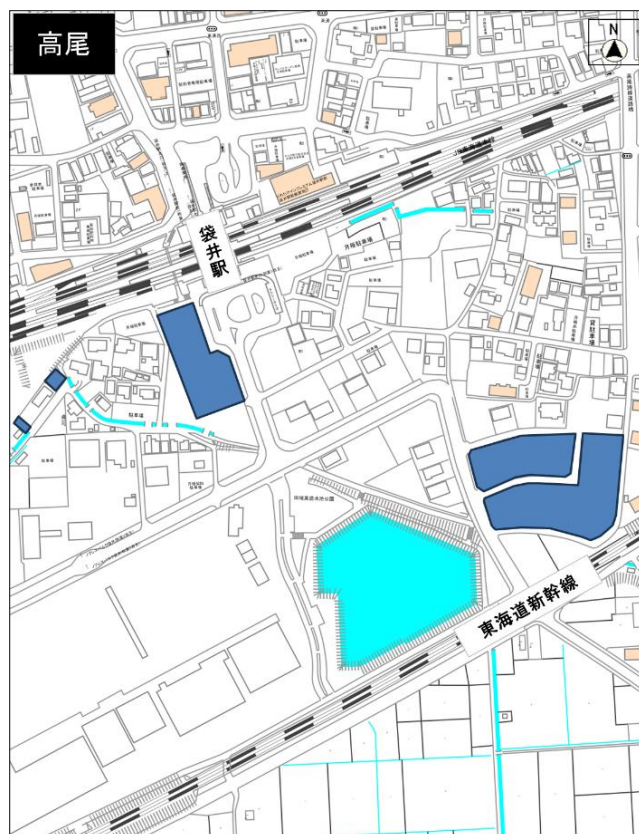
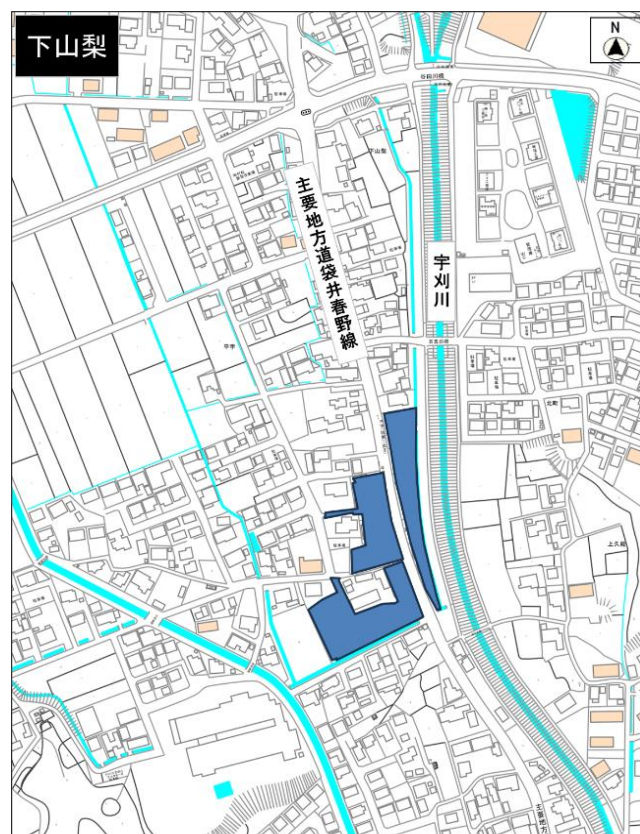
袋井市下水道条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出区分	☒ 開始 ☐ 休止 ☐ 廃止 ☐ 再開		
設置場所 (事業所名等)	袋井市 新屋一丁目〇番地の1		
所有者	住所又は所在地	袋井市新屋一丁目1番地の1	
	氏名又は名称	袋井太郎	
	電話番号	0538-〇〇-〇〇〇〇	
使用水区分	☒ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ 水道水・井戸水の併用		
排水区分	☒ 一般家庭 ☐ 営業(業種) ☐ その他()		
排水人数	6人		
除害施設	☐ 有 ☒ 無		
ポンプの種類	製作所名		型式
	能力		口径
使用開始等 年 月 日	令和〇年 6月16日		No(○○○○○) 0 m ³

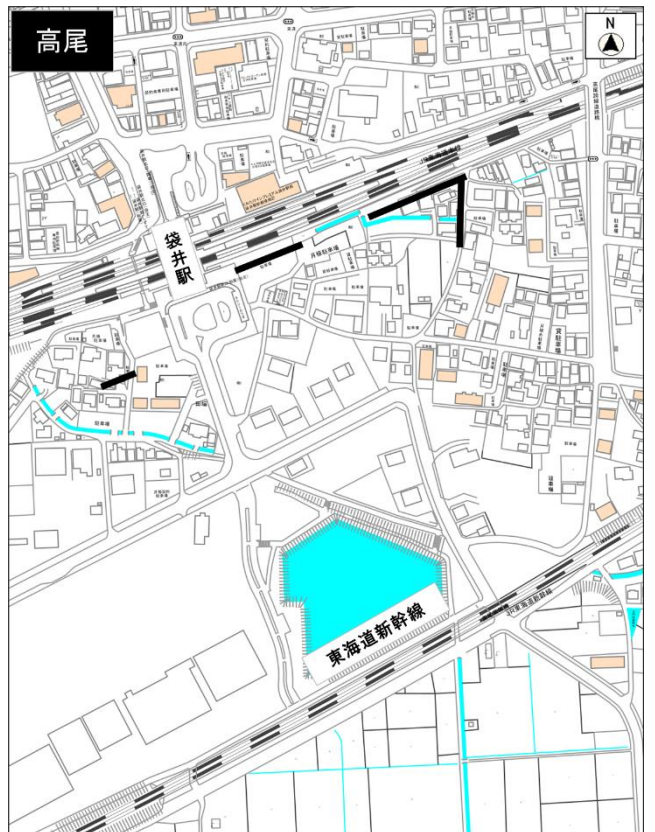
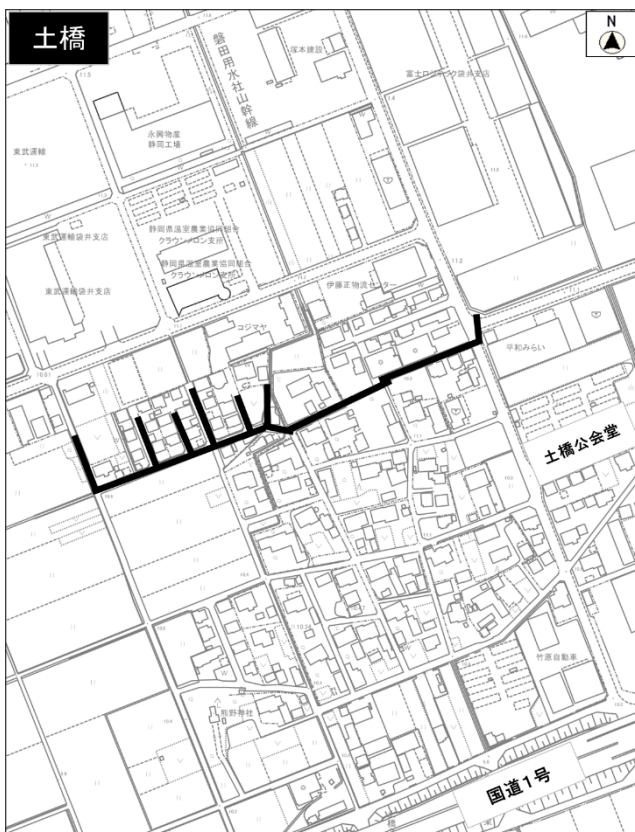
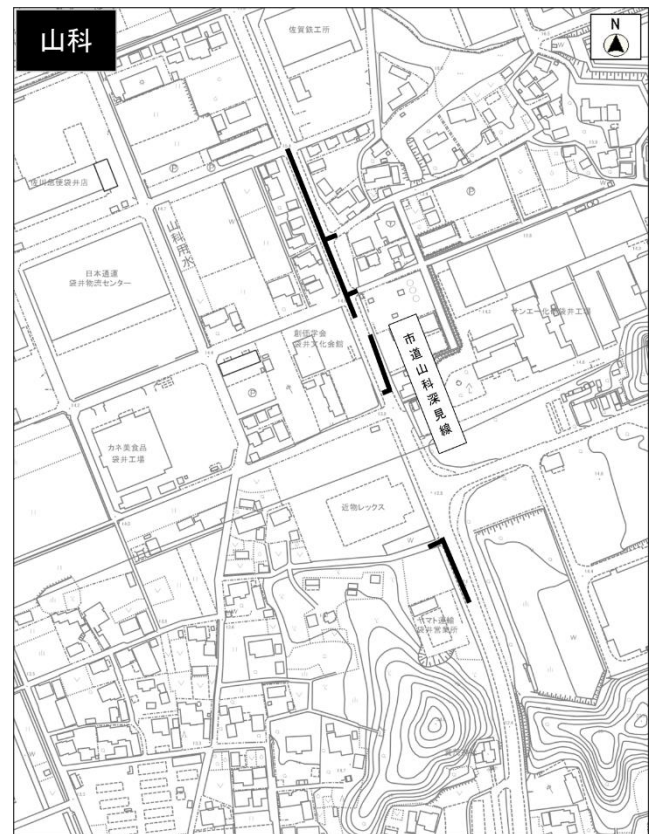
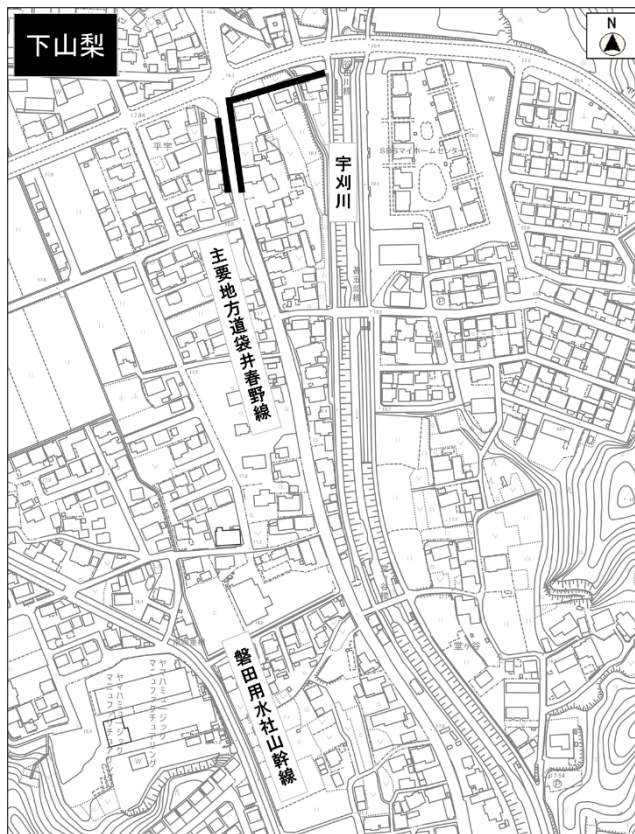
備考 該当する箇所の□にレ印を付けてください。

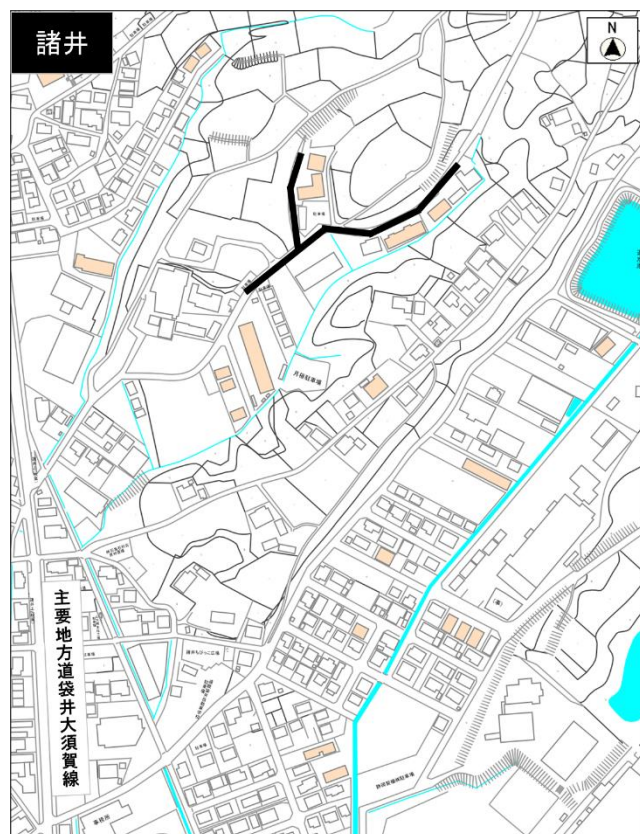
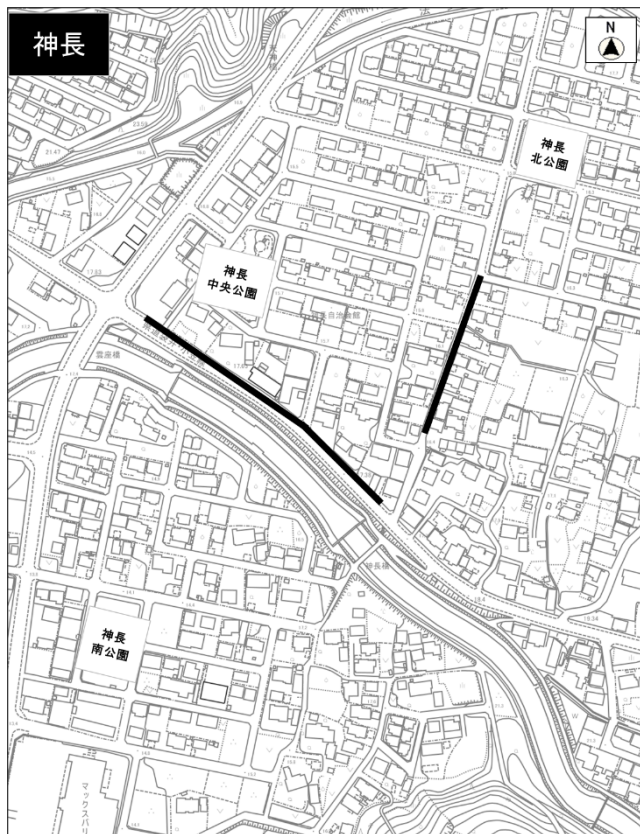
- ・工事完了年月日を記入してください。
- ・水道メーター番号及び工事完了日の水道メーターの指針を記入してください。

令和7年度 公共下水道事業供用開始区域（主な区域）



令和7年度 公共下水道工事予定箇所





下水道への接続推進のお願い

下水道課では、接続推進員による未接続世帯への訪問や啓発物品の配布等により、下水道への接続推進を図っています。

指定工事店の皆さんにおいても、下水道の普及啓発活動へのご協力をお願いします。

◆下水道普及啓発活動実施要領◆

(目的)

- 1 下水道への接続推進を図るため、排水設備工事時に施住宅に工事用看板を設置し、周辺住民の方々に周知する普及啓発活動を実施することにより、市民の環境意識の向上と水環境の改善を図ることを目的とする。

(実施要領)

- 1 袋井市下水道事業排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）は、排水設備工事の申込みを受けるときは、施主に接続推進を図るため、下水道の接続工事時に工事用看板を設置し、周辺住民の方々に周知する普及啓発活動のご協力をお願いする。
- 2 指定工事店は、施主との協議により工事用看板の設置に協力が得られた場合は、排水設備新設（増設・改築）計画（変更）確認申請時に市へ申出を行い、接続推進用工事用看板貸出簿（以下「貸出簿」という。）に記入するものとする。
- 3 袋井市（以下「市」という。）は、申出により、工事用看板の貸出を行うものとする。貸出費用は、無償とする。
- 4 工事用看板の施主名の表示の有無については、排水設備工事の申込時に施主と協議すること。また、施主表示と指定工事店名記載欄表示方法については、マグネットなどによるものとする。
- 5 工事用看板は、施住宅の接続工事が周辺住民にPRできる場所に設置するものとし、工事期間中は適正な管理をするものとする。

なお、工事用看板設置による事故については、請負業者が責任を負うこと。

- 6 車両や歩行者などの通行に支障のある場所に設置してはならない。
- 7 排水設備工事の完了時は、すみやかに工事用看板を返却するとともに貸出簿に記入し、完了届に工事用看板の写真1部を添付し提出すること。

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

工事用看板



静岡県下水道協会からのお知らせ

静岡県下水道協会では、年に一度、静岡県内の市町から指定を受けている下水道排水設備指定工事店に対し、下水道排水設備工事責任技術者の登録に関する手続きをご案内しています。責任技術者が所定の手続きを行っているか、工事店においても定期的にご確認ください。

◆住所や氏名が変わったとき◆

責任技術者氏名住所変更届

引越して住所が変わったときや結婚などで氏名が変わったときは、責任技術者氏名住所変更届を提出してください。

責任技術者への通知は、下水道協会に登録されている責任技術者の自宅に送付します。住民票を移してあっても、下水道協会に変更届を提出していないと新しい住所を確認できず、案内を届けることができません。住所や氏名が変わったら、必ず下水道協会に変更届を提出してください。

◆責任技術者証を無くしたとき◆

責任技術者証再交付申請書

下水道排水設備工事責任技術者証を紛失したときや結婚などで氏名が変わったときには、責任技術者証の再交付を申請してください。

責任技術者は、排水設備工事の仕事をしている間、責任技術者証を常に携帯し、市町の職員等の要求があったときには、これを提示しなければなりません。

◆有効期間が近くなったら◆

登録更新

下水道排水設備工事責任技術者の登録の有効期間は5年です。

有効期間満了後、引き続き登録を希望する場合は、有効期間が到来する前に登録更新の手続きを行う必要があります。登録更新をされませんと、有効期間の満了をもって登録が抹消されます。

一度登録を抹消されると、再び登録するためには、再度試験を受け、合格しなければなりません。下水道排水設備工事責任技術者証の有効期間を定期的に確認し、登録更新手続きを忘れないようご注意ください。登録更新スケジュールの詳細は、静岡県下水道協会ホームページをご覧ください。

◆責任技術者試験の受験◆

責任技術者試験

静岡県下水道排水設備工事責任技術者試験及び受験講習会の詳細は、静岡県下水道協会ホームページをご覧ください。

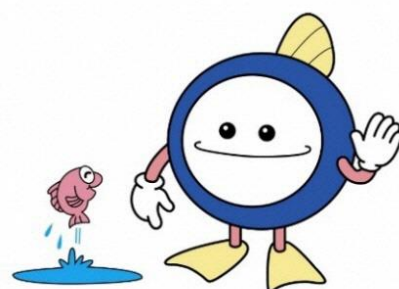
【静岡県下水道協会】

〒420-0035 静岡市葵区七間町 15 番地の 1
静岡市上下水道局庁舎 6 階上下水道総務課内
TEL&FAX : 054-251-2870

HP :

静岡県下水道協会

検 索



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

袋井市下水道事業排水設備指定工事店名簿（市町順）

令和 7 年 5 月 1 日

No.	会 社 名	郵便番号	所 在 地	代表者氏名	電話番号
1	有限会社山正建設	437-0001	袋井市山田944-1	鈴木 洋成	0538-48-8176
2	有限会社カワイ工業	437-0002	袋井市川会242	土戸 健司	0538-48-6596
3	設備カタギリ	437-0004	袋井市友永10-7	片桐 正浩	0538-49-1156
4	株式会社安達建設	437-0012	袋井市国本2955-3	安達 浩之	0538-42-2360
5	株式会社旭設備工業所	437-0012	袋井市国本3243-5	武田 雅道	0538-42-2510
6	村松建設株式会社	437-0015	袋井市旭町一丁目3-3	村松 義博	0538-43-2522
7	株式会社遠州工務店	437-0016	袋井市葵町一丁目10-10	齋木 薫	0538-43-5531
8	株式会社ワシヤマ土建	437-0061	袋井市久能1295-1	鷲山 良行	0538-43-3551
9	株式会社らいふ I N	437-0021	袋井市広岡1452-16	一木 俊克	0538-30-6640
10	株式会社東榮建設	437-0021	袋井市広岡2831-4	鈴木 信弘	0538-42-5918
11	鈴芳管工	437-0023	袋井市高尾2489-1	鈴木 啓介	0538-42-5001
12	袋井設備株式会社	437-0026	袋井市袋井313-4	並木 誠	0538-42-6725
13	有限会社原田興管設備	437-0027	袋井市高尾町6-17	原田 京子	0538-42-2026
14	丸明建設株式会社	437-0027	袋井市高尾町6-21	井谷 晋之輔	0538-43-2221
15	有限会社山崎配管	437-0027	袋井市高尾町17-21	山崎 篤	0538-43-3332
16	株式会社ビルドマルメイ	437-0027	袋井市高尾町23-1	井谷 安秀	0538-43-7477
17	羽鳥工務店	437-0031	袋井市愛野1892-3	羽鳥 敏夫	0538-45-3010
18	乗松建設株式会社袋井支店	437-0041	袋井市睦町3-8	松田 直己	0538-42-2469
19	株式会社うるま設備	437-0043	袋井市新池104-21	富本 祐之	0538-43-6231
20	株式会社創建	437-0047	袋井市西田 2 番地	鈴木 将規	0538-42-5550
21	株式会社永井組	437-0047	袋井市西田72	永井 智克之	0538-43-2525
22	株式会社スズトヨ	437-0053	袋井市延久641-1	鈴木 孝雄	0538-42-3592
23	塚本建設株式会社	437-0056	袋井市小山288	塚本 法樹	0538-43-3851
24	株式会社直設備	437-0061	袋井市村松1310	村松 正直	0538-42-0023
25	株式会社鴻池設備	437-0061	袋井市久能2296-1-1-1	鈴木 英肇	0538-42-7048
26	有限会社ウノ設備	437-0061	袋井市久能1291-7	宇野 和弘	0538-42-8423
27	株式会社内田建設	437-0061	袋井市久能2350-2	内田 鉦二	0538-43-2855
28	太田硝子建築事務所	437-0064	袋井市川井976	太田 加津弥	0538-42-4821
29	静岡ビルド株式会社	437-0064	袋井市川井 8 9 4 番地の 8	大田 真一	0538-44-1340
30	ムラマツ設備	437-0064	袋井市川井959-11	村松 結人	0538-86-4477
31	睦建設共業株式会社	437-0065	袋井市堀越1413-6	内山 正伯	0538-43-5500
32	日管株式会社袋井営業所	437-0065	袋井市堀越1345-3	三輪 高太郎	050-9002-5595
33	有限会社山下住宅設備	437-0067	袋井市天神町二丁目8-15	山下 賢英	0538-42-7859
34	佐野建設株式会社	437-0121	袋井市宇刈106-7	佐野 利夫	0538-48-5554
35	くらもり設備	437-0121	袋井市宇刈3314-1	鶴見 勝臣	090-5009-8192
36	株式会社富本設備	437-0122	袋井市春岡二丁目12-8	富本 和祐	0538-49-0200
37	有限会社鈴武設備工業所	437-0122	袋井市春岡1170-2	鈴木 哲也	0538-49-0355
38	株式会社山本管工	437-0122	袋井市春岡一丁目15-16	山本 翔太	090-1472-0032
39	大場配管株式会社	437-0123	袋井市下山梨1653-1	大場 敏史	0538-48-6601
40	有限会社共栄土建	437-0125	袋井市上山梨505-3	小澤 尚也	0538-48-6331

No.	会 社 名	郵便番号	所 在 地	代表者氏名	電話番号
41	和水	437-0127	袋井市可睡の杜8-12	曾根 和彦	0538-49-0554
42	有限会社浅羽管工	437-1101	袋井市浅羽242-1	戸塚 道太郎	0538-23-4165
43	戸塚興管	437-1101	袋井市浅羽3575-10	戸塚 典良	0538-23-4407
44	内田設備	437-1101	袋井市浅羽2389-1	内田 幸一	0538-23-6469
45	株式会社渥美	437-1103	袋井市豊住851	渥美 寿人	0538-23-3921
46	タイセーメンテナンス(株)	437-1105	袋井市梅山566	浅羽 恵大	0538-23-0487
47	株式会社鈴木工務店	437-1115	袋井市湊272-1	鈴木 潔	0538-23-2161
48	(株)マルブンプロテクト	437-1117	袋井市松原2518-1	鈴木 守	0538-23-5704
49	小松原工務店	437-1312	袋井市岡崎 1 8 4 9 - 1	小松原 竜広	0538-23-2527
50	有限会社睦土建	437-1312	袋井市岡崎2499-3	井上 敏浩	0538-23-4727
51	ヒット	437-0207	周智郡森町西俣5-1	加藤 泰樹	0538-86-0283
52	株式会社三永	437-0213	周智郡森町睦実2596	一木 宏之	0538-85-2171
53	鈴規設備有限会社	437-0215	周智郡森町森117-1	鈴木 盛雅	0538-85-2320
54	有限会社鶴見配管	437-0215	周智郡森町森532-1	鶴見 俊彦	0538-85-2634
55	有限会社西部リパティ	437-0215	周智郡森町森1708-2	鈴木 正巳	0538-85-5821
56	有限会社富士鉄工	437-0221	周智郡森町円田1343-1	鶴見 和弘	0538-85-3196
57	向井通商	437-0222	周智郡森町飯田2279	村松 佳典	0538-48-6417
58	岡野建設株式会社	437-0222	周智郡森町飯田4059	岡野 良隆	0538-85-2197
59	有限会社榮産業	437-0223	周智郡森町中川1660-1	竹内 孝丞	0538-49-0566
60	水道工事 ユーシン	437-1201	磐田市豊浜中野1209-2	殿村 一真	0538-55-0131
61	有限会社丸昌管工	437-1203	磐田市福田258-2	寺田 幸宏	0538-58-1117
62	有限会社大石配管	437-1203	磐田市福田3432	大石 正行	0538-58-2323
63	L o c o n e c t 株式会社	438-0038	磐田市鎌田347-3	大庭 征也	0538-55-0375
64	有限会社オオバ工業	437-1204	磐田市福田中島567-2	大庭 和也	0538-55-5669
65	株式会社クリエイトセイブ	438-0004	磐田市匂坂中228-3	加藤 政治	0538-38-1143
66	株式会社鈴恭組	438-0007	磐田市寺谷新田33-1	鈴木 朋樹	0538-38-1115
67	株式会社ヤマグチ	438-0011	磐田市笠梅1389	山口 悦男	0538-38-0448
68	太田設備	438-0034	磐田市和口421-4	太田 正	0538-37-3875
69	有限会社トミー	438-0035	磐田市東新屋611	石川 久夫	0538-35-8752
70	光耀建設株式会社	438-0043	磐田市大原35	松下 智保	0538-35-1200
71	松本さく泉有限会社	438-0043	磐田市大原1874-7	中村 哲二	0538-36-0911
72	株式会社三和商会	438-0045	磐田市上岡田464	石川 和彦	0538-32-9638
73	(株)テクニカルエコサービス	438-0045	磐田市上岡田1131-5	橋本 静華	0538-33-2313
74	株式会社永井設備商会	438-0047	磐田市豊島1113	高柳 裕一	0538-35-2825
75	株式会社横山商店	438-0051	磐田市上大之郷88	横山 弘明	0538-35-2180
76	有限会社大庭石油	438-0056	磐田市小島448	大庭 睦	0538-35-0111
77	株式会社ダイバ	438-0071	磐田市今之浦五丁目7-9	大場 将史	0538-32-4624
78	有限会社山田建設工業	438-0074	磐田市二之宮427	山田 治治	0538-32-4272
79	株式会社袴田配管	438-0077	磐田市国府台66-3	袴田 光	0538-32-6963
80	長島鑿泉工業所	438-0086	磐田市見付471-1	長島 秀和	0538-32-5033

No.	会 社 名	郵便番号	所 在 地	代表者氏名	電話番号
81	有限会社フジ住設	438-0086	磐田市見付1431-13	齋藤 繁	0538-32-8546
82	有限会社松下配管工業	438-0088	磐田市富士見台20-20	松下 奉祐	0538-35-1190
83	カトウ設備工業株式会社	438-0204	磐田市岡31-1	加藤 和明	0538-59-2929
84	株式会社ネオテクスズキ	438-0204	磐田市岡746-2	鈴木 郁子	0538-66-2757
85	有限会社池田設備	438-0205	磐田市堀之内50	池田 修	0538-66-6377
86	有限会社平野商会	438-0216	磐田市飛平松20	平野 繁	0538-66-3316
87	株式会社トヨダ	438-0801	磐田市高見丘1241-6	山田 太一	0538-38-3060
88	八木設備工業株式会社	438-0802	磐田市東原769-1	八木 みち代	0538-24-7979
89	株式会社鈴高工務店	438-0803	磐田市富丘787-1	鈴木 智久	0538-35-1831
90	株式会社ブラムワークス	438-0806	磐田市東名61番地	中西 孝太	0538-39-5550
91	後藤設備	438-0811	磐田市一言2959-2	後藤 次郎	0538-32-7749
92	株式会社ウラノ	438-0834	磐田市森下26	浦野 理志	0538-34-2312
93	有限会社浜松共同設備	438-0836	磐田市長森297	松崎 行雄	0538-37-3121
94	シーン・プロジェクト(有)	436-0004	掛川市八坂444-11	袴田 信之	0537-20-0020
95	シンバ工業有限会社	436-0005	掛川市伊達方1499	榛葉 和之	0537-27-0345
96	掛川土建株式会社	436-0022	掛川市上張410-1	平野 勝啓	0537-24-0211
97	高橋管設株式会社	436-0038	掛川市領家1583-5	高橋 重之	0537-29-5626
98	株式会社掛川水道設備	436-0048	掛川市細田162-1	堀内 宏文	0537-24-8055
99	鳥居ビルド株式会社	436-0053	掛川市中央1丁目15-4	鈴木 通之	0537-21-4578
100	株式会社浅岡工業	436-0056	掛川市中央二丁目11-13	杉山 忠二	0537-24-2611
101	タツミ株式会社	436-0074	掛川市葛川1080	鳥居 光	0537-22-0032
102	株式会社ホリネン	436-0074	掛川市葛川868-3	堀内 洋孝	0537-24-2339
103	太田工業	436-0079	掛川市掛川1068-1	太田 重雄	0537-22-6951
104	有限会社松井管工	436-0085	掛川市成滝318	松井 剛	0537-23-0581
105	株式会社トダックス	436-0112	掛川市細谷427	井口 真一	0537-26-2161
106	杉山管工設備	436-0112	掛川市細谷1162-6	杉山 良和	090-7306-2906
107	有限会社宮崎設備工業	436-0114	掛川市高田22-2	宮崎 英雄	0537-26-2832
108	株式会社まつだ配管	436-0117	掛川市幡鎌686-1	松田 慎也	0537-26-3261
109	協和水道株式会社	436-0221	掛川市上垂木2555	鈴木 博幸	0537-26-1331
110	株式会社マツイ健設	436-0342	掛川市上西郷1546-2	松井佑之資	0537-23-8691
111	株式会社遠興	437-1301	掛川市横須賀1409-2	松下 鋼一	0537-48-2203
112	株式会社横山設備	437-1301	掛川市横須賀417-1	横山 貴紀	0537-48-6561
113	有限会社大澄設備	437-1303	掛川市沖之須1023-3	椋原 亮	0537-48-4476
114	有限会社星友総合設備	437-1402	掛川市中方467-1	鈴木 友行	0537-74-4446
115	株式会社スズヨシ興業	437-1402	掛川市中方633	鈴木 義則	0537-74-5677
116	有限会社北端工務店	437-1405	掛川市中2664-5	北端 保則	0537-74-2445
117	有限会社エイケイ赤堀工事	437-1406	掛川市川久保745-1	赤堀 鐵彦	0537-74-3340
118	昇栄興業	437-1407	掛川市小貫562-2	鈴木 正太	0537-74-3987
119	有限会社静管興業	437-1421	掛川市大坂1020-1	森下 覚	0537-72-4705
120	花枝設備	437-1421	掛川市大坂6254-1	花枝 真也	0537-72-6138

No.	会 社 名	郵便番号	所 在 地	代表者氏名	電話番号
121	有限会社山友工業	436-0225	掛川市家代1815	山崎 久雄	0537-24-4838
122	株式会社小田設備	430-0827	浜松市中央区立野町165	小田 直幸	053-425-7771
123	株式会社大和商会	430-0846	浜松市中央区白羽町1650	野末 浩之	053-444-2301
124	有限会社後藤設備	430-0852	浜松市中央区領家一丁目15-8	後藤 雅行	053-466-8809
125	三和設備工業株式会社	430-0853	浜松市中央区三島町1089-1	柏原 伸司	053-441-3984
126	東洋設備株式会社	430-0901	浜松市中央区曳馬五丁目23-40	袴田 修	053-471-9161
127	光伸興業株式会社	430-0901	浜松市中央区曳馬六丁目25-12	近藤 寛二	053-472-8276
128	株式会社刑部工業所	431-0201	浜松市中央区篠原町21036	刑部 孝幸	053-447-4636
129	株式会社日成管興	431-0201	浜松市中央区篠原町21440-2	中西 智徳	053-449-3350
130	望設備	431-0201	浜松市中央区篠原町612-14	鈴木 典和	053-440-6605
131	住宅設備新聞	431-1111	浜松市中央区伊左地町2091-86	新聞 仁之	053-482-2595
132	大一設備株式会社	431-1111	浜松市中央区伊左地町2815	大村 充	053-485-0018
133	有限会社丸井配管工業	431-1209	浜松市中央区舘山寺町1858-1	丸井 基宏	053-487-0141
134	有限会社杉浦設備	431-1305	浜松市浜名区細江町気賀8975-8	杉浦 隆弘	053-522-2193
135	三ヶ日設備株式会社	431-1413	浜松市浜名区三ヶ日町摩訶耶322	小川 純一	053-525-0064
136	愛管株式会社	431-2102	浜松市浜名区都田町8501-2	中村 将義	053-428-7010
137	エム設備	431-2102	浜松市浜名区都田町8817-4	村松 信明	053-523-8725
138	倉管	431-2212	浜松市浜名区引佐町井伊谷3718-7	永倉 誠	050-8886-2506
139	株式会社ティー・エス	431-2213	浜松市浜名区引佐町金指848-3	河部 智往	053-542-2510
140	有限会社タケ工務店	431-3115	浜松市中央区西ヶ崎町971-2	竹内 寿郎	053-433-5600
141	有限会社寺井設備	432-8002	浜松市中央区富塚町1700-1	寺井 弘	053-473-2770
142	株式会社スベック沢井	432-8006	浜松市中央区大久保町6922	澤井 理人	053-482-0168
143	株式会社稲徳工業所	432-8021	浜松市中央区佐鳴台一丁目4-23	稲川 洋	053-448-9855
144	有限会社大霜配管工業所	432-8038	浜松市中央区西伊場町52-8	大霜 和智	053-453-8851
145	(株)ハマネン設備センター	432-8061	浜松市中央区入野町619-4	山本 英明	053-448-5005
146	株式会社メーワテック	432-8066	浜松市中央区志都呂二丁目40-31	五十川 敏	053-448-1584
147	株式会社大建浜松支店	433-8102	浜松市中央区大原町323	森田 桂史	053-438-1821
148	株式会社サンユー設備工業	433-8105	浜松市中央区三方原町1570-2	野末 将晃	053-436-6732
149	いけや空調・配管株式会社	433-8105	浜松市中央区三方原町1188-6	池谷 和洋	053-437-0327
150	株式会社ホリコシ産業	433-8108	浜松市中央区根洗町16-3	堀越 徹哉	053-437-1126
151	株式会社エイチ・ツー・オー	433-8109	浜松市中央区花川町235-1	後藤 康博	053-581-7733
152	ユーフー管工事株式会社	433-8112	浜松市中央区初生町1173-17	鈴木 猛立	053-436-4110
153	株式会社 晴工業	433-8112	浜松市中央区初生町820-5	野嶋 敏晴	053-436-4125
154	株式会社内山	433-8117	浜松市中央区高丘東三丁目17-16	内山 靖之	053-436-4923
155	株式会社ニーヨー	433-8117	浜松市中央区高丘東三丁目31-3	井口 直彦	053-436-7000
156	マルキ住設株式会社	433-8119	浜松市中央区高丘北一丁目38-7	北村 享伸	053-436-6499
157	株式会社小峯商会	433-8122	浜松市中央区上島一丁目10-22	小杉 直也	053-472-4111
158	株式会社水工社	433-8122	浜松市中央区上島六丁目2-9	山内 弘明	053-473-7705
159	村松配管株式会社	434-0031	浜松市浜名区小林664-9	村松 大輔	053-587-2573
160	テイケイ設備工業株式会社	435-001	浜松市中央区薬師町507-2	倉島 貴行	053-544-6004

No.	会 社 名	郵便番号	所 在 地	代表者氏名	電話番号
161	フジテック株式会社	435-0021	浜松市中央区材木町918-2	小山 哲男	053-423-0550
162	明管工業株式会社	435-0041	浜松市中央区北島町50	藤原 政夫	053-421-7331
163	シンワ設備株式会社	435-0048	浜松市中央区上西町5-1	榛葉 秀聡	053-464-3211
164	株式会社ムラコー	435-0051	浜松市中央区市野町2532	村松 忠人	053-421-7481
165	株式会社設備ナカムラ	435-0052	浜松市中央区天王町452-5	中村 全宏	053-421-5881
166	株式会社北伸	435-0054	浜松市中央区早出町1204-7	足立 直満	053-463-7555
167	有限会社秀総合設備	435-0056	浜松市中央区小池町1489-1	大和 優次郎	053-411-3336
168	S u i d o b i 株式会社	435-0056	浜松市中央区小池町2736-3	清水 真	053-464-2319
169	E - W o r k	435-0057	浜松市中央区中田町594-4	山本 昌弘	053-461-3445
170	雅設備	435-0057	浜松市中央区中田町595-3	鈴木 宏幸	053-465-7084
171	共和設備有限会社	439-0018	菊川市本所1013-17	鈴木 良和	0537-35-2714
172	マルマツ工業株式会社	437-1622	御前崎市白羽7089番地の1	松林 久三男	0548-63-5688
173	岬設備	437-1622	御前崎市白羽6099-1	坂本 直人	0548-63-3554
174	有限会社トシズ	421-0534	牧之原市堀野新田462-1	沖本 登志春	0548-58-2208
175	森下商事株式会社	428-0017	島田市金谷栄町346-6	森下 真琴	0547-46-2121
176	株式会社勝栄	426-0041	藤枝市高柳三丁目30-49	中村 博史	054-635-8186
177	株式会社葵工商	425-0091	焼津市八楠三丁目2番6号	小田巻 孝昭	054-628-3600
178	株式会社大和工機	420-0038	静岡市葵区梅屋町4-8	伊藤 哲	054-263-2332
179	日将株式会社	420-0813	静岡市葵区長沼557-1	高田 和昭	054-261-4588
180	有限会社ヤマヨ設備工業所	420-0886	静岡市葵区大岩3丁目28番地31号6	田形 泰啓	054-247-1710
181	株式会社エスバイエス	420-0937	静岡市葵区唐瀬二丁目4-30	定石 明	054-249-1500
182	有限会社水道屋しばた	421-2107	静岡市葵区門屋286-2	柴田 裕二	054-297-5163
183	朝比奈設備株式会社	422-8005	静岡市駿河区池田895-1	朝比奈希久生	054-264-2121
184	株式会社クラシアン	421-1221	静岡市葵区牧ヶ谷2395	今田 健治	054-395-5301
185	シンセイカン株式会社	416-0909	富士市松岡860-6	寺下 新吾	0545-65-3870

建物の解体や改築工事にあたっての注意事項

1 接続マスは壊さない

下水道に接続している場合、道路より 0.5m から 1 m 民地側に原則 200mm 口径の接続マスが設置されています。この接続マスについては、解体後に更地にした場合も、残しておいてください。

接続マスを撤去する必要がある場合は、解体業者が排水設備指定工事店を通じて下水道課と協議してください。

また、接続マスの破損の有無についても確認を行い、破損している場合は取り替えてください。

2 解体時の排水管の取扱い

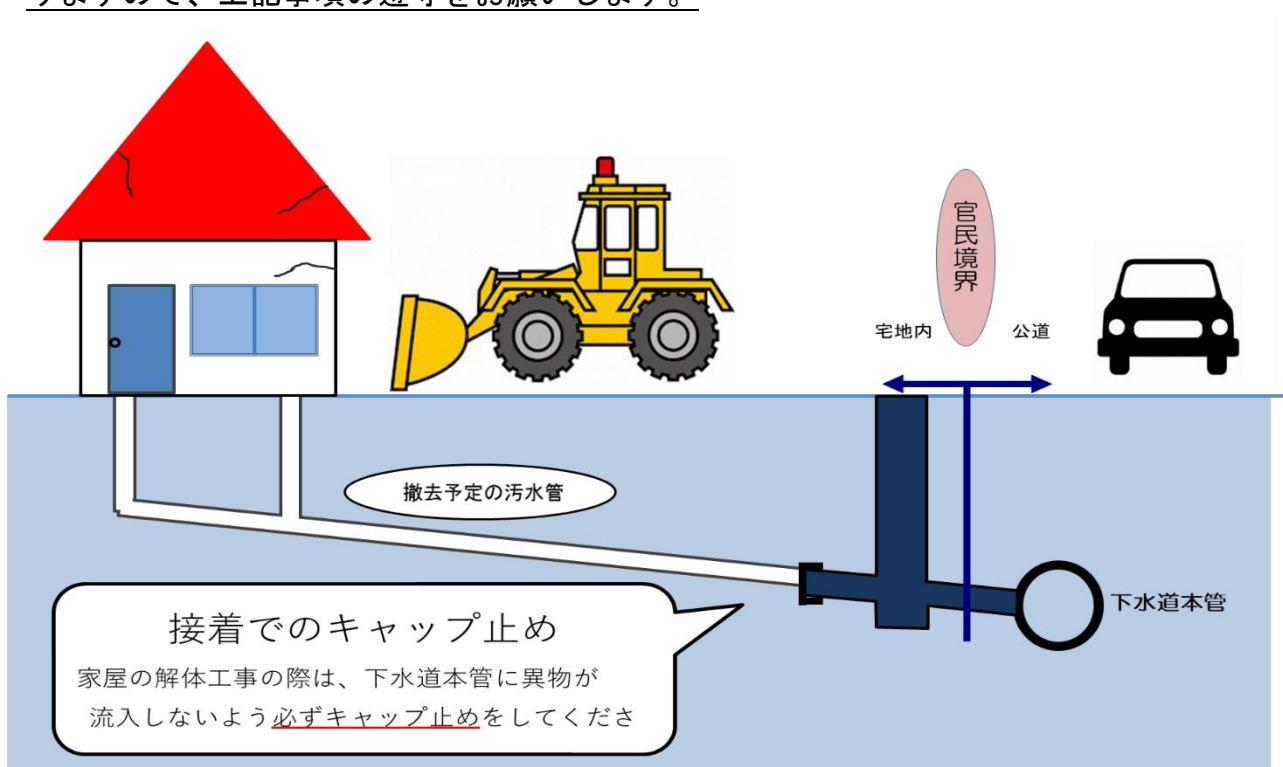
接続マスから上流に 50cm ほどの位置で排水管を切断し、接着によるキャップ止め（土のう、モルタルは不可）で閉塞してください。

キャップ止めを行うときは、施工前に排水設備新設（増設・改築）計画（変更）確認申請書を提出してください。

工事完了時には、排水設備工事完了届、公共下水道使用休止（廃止）届及びキャップ止めの状況が確認できる写真を提出してください。

袋井市下水道条例により、無届で施工したときは、罰則の対象となります。

これらの措置を行わない場合、下水道本管への土砂等の流入や取付管の破損につながりますので、上記事項の遵守をお願いします。



近年、雨水、地下水の流入が問題になっています！